

事 務 連 絡  
令和3年2月16日

公益社団法人 日本看護協会 御中

厚生労働省医政局看護課

### 消費税転嫁対策特別措置法失効に伴う周知の協力について

医療行政につきましては平素より多大なご理解及びご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）等において、消費税率が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定され、また、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されております。

これらについては、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について（医政看発0705第1号・令和元年7月5日付け厚生労働省医政局看護課長通知）」により、貴会においてご対応いただいているところです。

この度、「消費税転嫁対策特別措置法」が本年3月末までの時限措置となっており、特に総額表示については、本年4月以降は義務化となります。これに伴い、財務省、公正取引委員会においてリーフレット等をHPに公表しております。

つきましては、貴会におかれましても、各HPの周知に御協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 財務省

財務省ホームページ（令和3年4月1日以降の価格表示について）

（URL：[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/sougaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/sougaku.html)）

- 「総額表示リーフレット」：総額表示として認められる価格表示例やよくあるご質問（FAQ）が記載されています。
- 「事業者が消費者に対して価格を表示する場合の価格表示に関する消費税法の考え方」：総額表示義務の趣旨や対象についての考え方、具体的な表示方法についての考え方が記載されています。

